

文京区立小・中学校外国人英語指導助手(A L T)派遣プロポーザル募集要項

1 目的

文京区では、区立小・中学校のそれぞれの学年段階に応じた国際理解教育や英語教育の一層の充実を図るために、外国語指導助手（A L T）を活用している。この事業は、小学校においては、外国語及び外国語活動の時間等における体験活動を通して、児童が英語に触れたり、外国の文化に親しんだりすることを目的にしている。また、中学校においては、主として生徒が将来実際に活用できる言語活動の技能やコミュニケーション能力等を高めることを目的にしている。

そこで、国際理解教育や英語教育の更なる充実を図るために、プロポーザル方式により、広く事業者から外国人英語指導助手(A L T)派遣の提案を募集し、区の考え方に最も合致する提案をした労働者派遣事業者を選定することとする。

2 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 業務内容

仕様書（案）のとおりとする。

4 提案限度額

提案限度額 119,681千円（税込み）

提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

5 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格（以下「文京区競争入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 選定スケジュール（予定）

- (1) 募集要項の公表 令和4年10月17日(月)から
- (2) 質問受付期間 令和4年10月19日(水)から11月1日(火)15時まで
- (3) 質問受付中間締め切り 令和4年10月24日(月)15時
- (4) 質問回答（中間） 令和4年10月26日(水)
- (5) プロポーザル参加希望書の提出期限 令和4年10月31日(月)15時まで
- (6) 質問回答（最終） 令和4年11月4日(金)まで

(7) 参加申込書及び提出書類の受付期間

令和4年11月7日(月)9時から令和4年11月9日(水)12時まで

(8) 第一次審査 令和4年12月2日(金)

(9) 第一次審査結果通知発送(全参加事業者) 令和4年12月上旬

(10) 第二次審査 令和4年12月16日(金)午後(予定)

(11) 最終結果通知発送(第二次審査全参加事業者) 令和5年1月下旬

(12) 契約締結 令和5年4月1日

7 提出書類の配布

(1) 期日

令和4年10月17日(月)から

(2) 方法

区ホームページからダウンロードすること。

(すばやく検索メニュー(事業者の方へ) → 事業者向けプロポーザル → 文京区立小・中学校外国人英語指導助手(A L T)派遣)

8 プロポーザル参加希望書の提出

プロポーザル参加希望書の提出を、本プロポーザルの参加要件とする。提出がない事業者は、参加申込書及び企画提案書等(以下「参加申込書等」という。)の提出ができない。

(1) 提出期限

令和4年10月31日(月)15時まで

(2) 提出方法

プロポーザル参加希望書(様式第1号)を記入の上、電子メールにより送信すること。
なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

【電子メールアドレス】b701500●city.bunkyo.lg.jp

※ ●を@に置き換えてください。

【件名】文京区立小・中学校外国人英語指導助手(A L T)派遣：プロポーザル参加希望書(○○事業者名)

9 質問・回答

本件に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

なお、下記以外による問合せ及び質問は、受け付けない。

(1) 受付期間

令和4年10月19日(水)から令和4年11月1日(火)15時まで

(2) 提出方法

質問書(様式第2号)を記入の上、電子メールにより送信すること。

なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

【電子メールアドレス】b701500●city.bunkyo.lg.jp

※ ●を@に置き換えてください。

【件名】文京区立小・中学校外国人英語指導助手(A L T)の派遣：プロポーザル質問(○
○事業者名)

(3) 回答方法

上記受付期間6(3)に受理した質問は、原則として、令和4年10月26日(水)までに、

区ホームページにて回答を公開する。

(すばやく検索メニュー (事業者の方へ) → 事業者向けプロポーザル → 文京区立小・中学校外国人英語指導助手(A L T)派遣)

それ以降に受理した質問及び令和4年10月26日(水)までに回答していない質問は、令和4年11月4日(金)までに、プロポーザル参加希望書を提出した全事業者に同じ内容を電子メールにより回答する。

10 応募方法

提出書類受付期間中に、次の書類を「企画提案書等作成要領」及び「仕様書(案)」を参考に作成し、提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式
1	提出書類一覧表	第3号
2	参加申込書	第4号
3	企画提案書(各指定ページ数以内)	第5-1号 ~第5-3号
4	業務受託実績内容(平成30年度以降の外国人英語指導助手派遣)	第6号
5	総括責任者の業務実績内容	第7号
6	会社組織図	任意様式
7	上記4の契約書の写し(件名、契約相手、契約金額及び契約期間が記載されているもの)	
8	会社概要	任意様式
9	見積書	任意様式

(2) 提出体裁

提出する書類は、①正本、②副本、③選定用ファイルとする。用紙サイズは、パンフレットを除き、原則としてA4判とする。表紙・裏表紙を除き、両面印刷で作成とし、各ページの下中央部に通し連番を付すこと。提出書類一式は、上記(1)提出書類の記載順に基づきフラットファイル等につづり、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。

なお、正本、副本、選定用ファイルの部数と添付する書類は、下記のとおりとする。

① 正本(1部)

任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。正本に添付する書類は上記(1)提出書類1~9の原本とすること。

② 副本(2部)

任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。副本に添付する書類は、正本の写しとすること。

③ 選定用ファイル(7部)

選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみを記入すること。

なお、添付する書類は、上記(1)提出書類3から6までの正本の写しとし、事業者名が分からないようにすること。

(3) 提出場所・提出方法

教育推進部教育指導課(文京シビックセンター20階北側)へ持参すること。郵送その

他の方法により提出された書類は、無効とする。

(4) 提出期間

令和4年11月7日(月)9時から令和4年11月9日(水)12時まで

11 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、次の手順で実施する。

(1) 第一次審査

事業者から提出された企画提案書等を基に、文京区立小・中学校外国人英語指導助手(ALT)派遣事業者選定委員会(以下「委員会」という。)が書類審査により委託候補事業者を上位3事業者程度で選定する。

(2) 第二次審査

委員会が、第一次審査で選定された委託候補事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

ア 企画提案書等に基づき、1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションは、本事業を主に担当する者(総括責任者)が行うこと。

イ 第二次審査会場の関係上、1事業者当たり参加者は3人以内とすること。

ウ パワーポイントの利用を可能とする。パソコンについては、委託候補事業者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンは、区が用意する。

エ 会場での追加資料の配付は禁止する。

(3) 委託候補事業者の選定

第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

なお、区の定めた基準点に満たない場合は、順位にかかわらず選定しない。

(4) 結果の通知

ア 第一次審査結果は、審査を行った全ての参加事業者に結果のみを書面により通知する。

イ 最終結果は、第二次審査を行った全ての参加事業者に結果のみを書面により通知する。

ウ 審査の透明性を図るために、次の項目をホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問合せには応じない。

[公表する項目]

(ア) 件名

(イ) 業務概要

(ウ) 選定した日

(エ) 契約交渉順位第1位の業者名及び所在地

(オ) 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額

(カ) 選定結果(第2位以下の事業者は、番号等に置き換える。)

12 情報公開の取扱い

審査結果の情報について情報公開請求があった場合は、文京区情報公開条例(平成12年3月文京区条例第4号)に基づき、同条例第7条各号の非公開情報を除き公開する。

なお、公開の可否は、区が判断するものとする。

13 無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。
- (4) (1)及び(3)の場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

14 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰り上げ、協議を行う。

なお、本契約は単価契約とする。

15 その他

- (1) 参加申込書等の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、本プロポーザル以外に、参加する事業者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差替え及び再提出は、原則として認めない。
- (5) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

16 事業担当

文京区教育推進部教育指導課

TEL 03-5803-1300

FAX 03-5803-1368